

第3期

# 須崎市教育大綱

令和6年度～令和9年度

令和6年3月

## はじめに

教育大綱は、平成27年4月1日に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定にもとづき、地方公共団体の長が、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定めるものです。

須崎市では、平成28年度から平成31年度までの第1期須崎市教育大綱、引き続き令和2年度から令和5年度までの第2期須崎市教育大綱を策定し取組を進めてきました。

この大綱は令和6年3月31日で計画期間を終了することから、当該計画を引き継ぐ、「基本方針」と「施策と事業の方向性」を、「須崎市総合教育会議」（教育行政に市民の意向をよりの確に反映させるため、同法第1条の4第1項に定める市長と教育委員で構成する会議）における協議を踏まえ、「第3期須崎市教育大綱」を策定します。

## 目指すべき教育

本市の教育目標は「たくましく、心豊かな人づくり」を据え、「人・もの・自然にやさしい人づくり」をめざし、学校・家庭・地域社会の連携による「よりよい教育環境の創造」と「教育的風土づくり」を教育大綱第1期、第2期で積極的に進めてきました。本市では、人口減少とりわけ少子化が顕著に進行し、教育を取り巻く環境も大きく変化してきました。

また、世界に目を向けると、世界的な人口爆発や日本国内では超高齢化社会と人口減少などの社会構造の変化が起きています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による世界的なパンデミックや世界の政情不安、地球温暖化、気候変動、エネルギーや食糧問題に象徴されるように、将来の予測が困難な、「VUCA」の時代といわれる状況にあります。（VUCAとは、Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字をとった言葉「予測困難で不確実、複雑で曖昧な状態」を意味します。）

OECD Education2030 では、教育は子どもたちに「何かを教える」ということにとどまるのではなく、一人ひとりの子どもが、「信頼できる羅針盤を持ち、VUCA となる世界においても、自信をもって、自らを導いていくことができるよう手助けするもの」に変わってきていく教育の在り方が要請されています。本市の教育も、創造性豊かで、たくましく「生きる力」を持った人材を育成しなければなりません。

さらに今日、「不登校、いじめや暴力」の教育課題や学校における長時間労働、教員の資質・指導力育成等の課題も引き続き指摘されています。教育をめぐる社会情勢や環境も大きく変化する中で、人工知能（AI）やビッグデータ等の先端技術の高度化や活用等を含め、社会全体がデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速化が求められています。

第3期須崎市教育大綱は、こうした時代背景とともに、国・県の教育大綱や教育振興基本計画を参酌し、策定します。さらに、児童・生徒にとってより良い教育環境の整備を進め、時代が求める教育の実現を目指していきます。また、学校・家庭・地域社会のそれぞれの教育力を結集し、連携・協力を深めながら、より効果を高める教育を進めていきます。

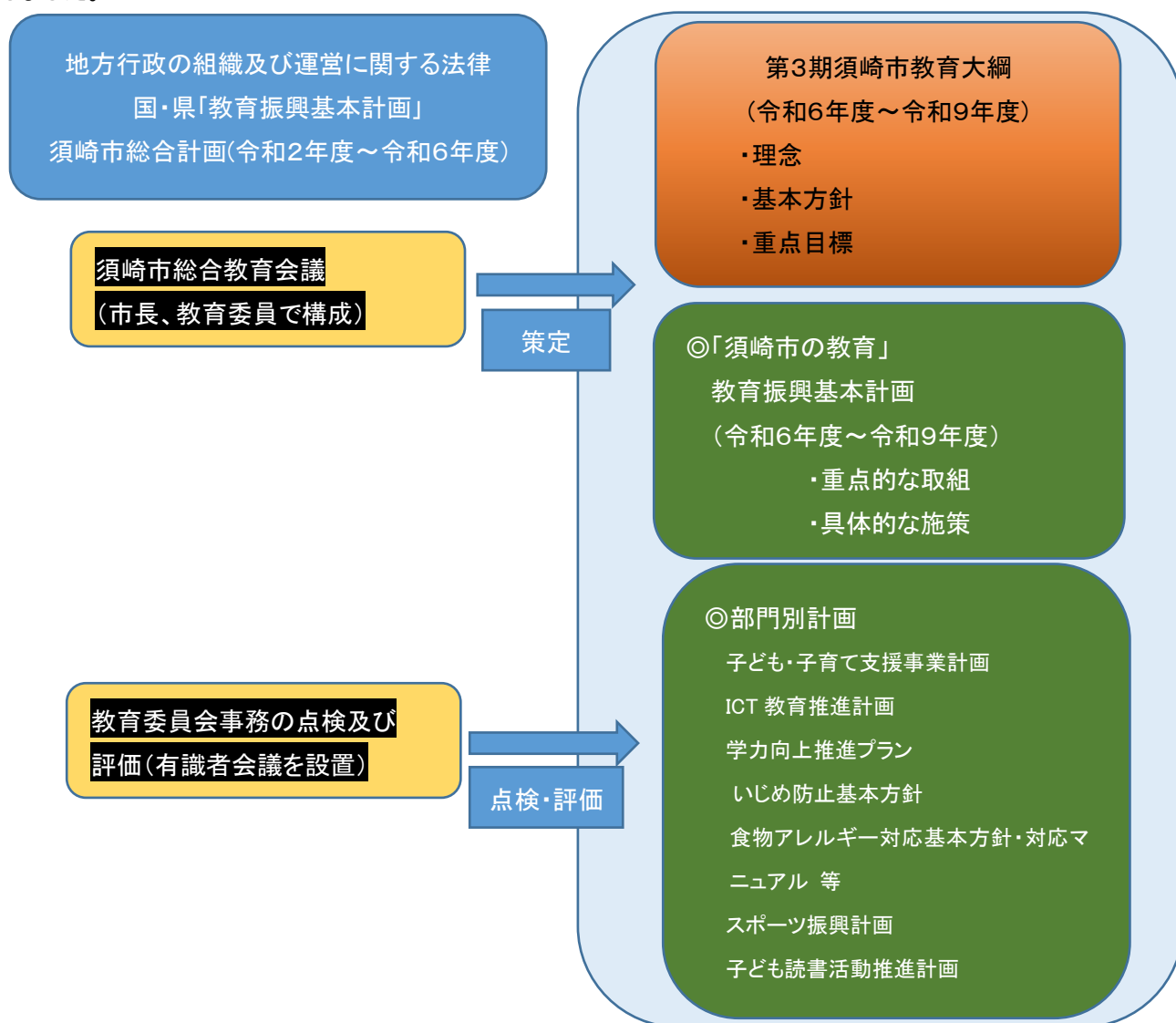
## ■教育大綱策定の趣旨

須崎市教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものです。総合教育会議での協議を経て市長が策定するもので、市の教育行政の基本となる指針とします。

## ■教育大綱の位置づけ

教育大綱は、国の教育大綱・教育振興基本計画を参酌しつつ、その地域の実情に応じて定めることとされています。また、高知県においても教育大綱・教育振興基本計画が策定され、本県教育がめざす基本的方向が示されています。

一方、本市においては、「須崎市総合計画」(計画期間令和2年度～令和6年度)が令和元年12月に策定され、今後5年間のまちづくりの指針が示されました。第3期須崎市教育大綱は、国・県の教育大綱・教育振興基本計画を参考にして、須崎市総合計画との整合を図りながら、教育行政の根本となる指針を示すものとして策定しました。



## ■計画期間

令和6年度～令和9年度とします。ただし、計画期間中であっても社会情勢の変化により必要が生じた場合見直しを行います。

## ■教育大綱基本テーマ（目指す人間像）

たくましく、心豊かな人づくり  
～ 人・もの・自然にやさしい人づくり ～

## ■教育大綱 基本理念

### 基本理念

＜目指す人間像を踏まえた基本理念＞

- ① 「自然・文化・人」との関わりを大切にし、人間尊重の精神に基づき、心身ともに健全で、生涯にわたり学ぶ意欲にあふれ、郷土を愛し、未来に夢や希望をもち、知・徳・体の調和が取れた人材を育成する教育を進めます。
- ② 自他を尊重し豊かな人間関係の中で自己肯定感や道徳性を身につけ、地域とつながり、世界とつながり、歴史や文化とつながる力を持ち、郷土の発展に貢献できる人材を育成する教育を進めます。
- ③ 目まぐるしく状況が変わっていく社会の中で、困難に負けない力強さと、変化に柔軟に対応できるしなやかさを持ち、新しいことにも積極的に挑戦していく意欲を持った人材を育成する教育を進めます。

## ■教育大綱に基づく施策の進捗管理

教育大綱に基づく施策、各事業の実効性を担保するため、教育振興基本計画において施策の具体化を図り、計画の進捗管理を行うとともに、常に改善を行いながら目標の達成に努めます。

なお、点検・評価にあたっては、客観性・公平性を確保するため、教育に関する学識経験者等の知見の活用を図り、その結果は、次年度以降の教育施策の企画立案等、効果的な教育行政の推進等に活用します。

■ 5つの基本方針と横断的な取り組み

I. 知・徳・体の調和を図り、認知能力と非認知能力を育成

II. 次世代型の教育の推進

III. 多様性に応じた教育の充実

IV. 郷土を愛し、郷土の発展につながる力の育成

V. 教育環境の充実と教育関連施設の整備

横断的な取り組み